資料３

障害者虐待の防止等について

１、障害者虐待防止法の概要

別添１参照

２、障害者虐待の内容

別添２参照

３、通報義務

・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務があります。
・「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味しています。
・発見者が障害者福祉施設等の内部の職員である場合も、通報の義務があることは同様です。
・障害者福祉施設等の管理者やサービス管理責任者等が、障害者福祉施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は、相談を受けた管理者等も市町村に通報する義務が生じます。
・こうした規定は、障害者虐待の事案を障害者福祉施設等の中で抱え込んでしまうことなく、市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

４、障害者支援施設等における体制整備及び虐待防止の取組み

（１）運営規程への定めと職員への周知

・障害者福祉施設等は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」において、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、その従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないことと定めており、運営規程において、虐待防止のための措置に関する事項を定めておかなければなりません。

・理事長、管理者の責任の明確化と支援方針の明示は、職員の取り組みを支える大切な環境整備であり、職員に会議等機会ある毎に支援方針を確認し浸透させ徹底させることが必要です。
・職員に対してだけでなく、利用者の家族、外部の見学者等に対しても、重要事項説明書や障害者福祉施設等のパンフレット（要覧等）への記載を通じて周知することが必要です。

（２）虐待防止委員会を設置する等の体制整備

・運営規程で定めた「虐待を防止するための措置」として、虐待防止委員会の設置等、必要な体制の整備が求められます。
・虐待防止委員会を組織的に機能させるために、各サービス事業所のサービス管理責任者やサービス提供責任者、ユニットリーダー等、各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止マネジャーとして配置します。
・その他利用者の家族、第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせる等、実効的な組織形態にする必要があります。
・虐待防止委員会には「虐待防止のための計画づくり」、「虐待防止のチェックとモニタリング」、「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」の３つの役割があります。

役割	具体的内容
「虐待防止のための計画づくり」	虐待防止研修やマニュアル、チェックリストの作成と実施、掲示物等の作成と掲示等の実施計画づくり
「虐待防止のチェックとモニタリング」	チェックリスト等の結果を基に、各施設の虐待防止マネジャー（サービス管理責任者等）から報告された現場で抱えている課題や、発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況等を踏まえて、どのような対策を講じる必要があるのか、具体的に検討の上、職員への研修計画や各部署の職員が取り組む改善計画に反映し、虐待防止マネジャーを中心として各部署で具体的に取り組みを実施
「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」	虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこと

（３）倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底

・職員一人ひとりが日頃の支援を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘むことができるよう、「倫理綱領」や「行動指針」等の制定、「虐待防止マニュアル」の作成、「権利侵害防止の掲示物」の掲示等により職員に周知徹底を図る必要があります。

・これらの作成にあたっては、プロセスで全職員が関わり、主体的に虐待防止の取り組みに参加できるような計画を虐待防止委員会で検討し制定することが求められます。

・形骸化しないよう、常に自らの支援姿勢の根拠とするよう日々再確認することが必要となります。

（４）人権意識、知識や技術向上のための研修

・虐待は、どの障害者福祉施設等でも起こりうる構造的な要因があると指摘されていることから、まず「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」(厚生労働省マニュアル参照)を使って、法人の全職員が職場単位等で必ず読み合わせによる学習を行い、障害者虐待防止法に関する基本的な理解を得る必要があります。

・虐待の発生要因として、人権意識の欠如、障害特性への無理解、専門的知識の不足や支援技術の未熟、スーパーバイザーの不在等が指摘されているため、人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るために、人材育成の研修を計画的に実施していく必要があります。

（５）管理者による現場の把握と風通しの良い職場づくり

・管理者が現場に直接足を運び支援場面を見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握することが重要です。

・日頃から、利用者や職員、サービス管理責任者、現場のリーダーとのコミュニケーションを深め、日々の取り組みの様子を聞きながら、話の内容に不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか、職員の配置は適切か等に注意を払う必要があります。

・グループホーム等地域に点在する事業所においては、頻繁に巡回する等管理体制に留意する必要があります。

・虐待が行われる背景の一つに、密室の環境、組織の閉塞性、閉鎖性があげられることから、職員が他の職員の不適切な対応に気がついたときに上司に相談できる体制、支援に当たっての悩みや苦労を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しの良い環境を整備することが必要です。

・管理者は職場の状況を把握するとともに、職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望まれます。

虐待の防止に係る経過措置期間（令和４年３月 31 日まで）の終了に伴い、令和４年４月１日より、各事業所における以下の措置が義務化されます。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び従業者への周知徹底
※事業所単位ではなく、法人単位での設置も可
(2)従業者に対する定期的な研修の実施（年１回以上）
※事業所内で行う職員研修、協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も実施したものと見なす。
(3)上記(1)、(2)を適切に実施するための担当者の設置
※担当者はサービス提供責任者等を設置

５、身体拘束

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。

（１）身体拘束の具体的な内容（例）

・車いすやベッド等に縛り付ける。
・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（２）やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件

①切迫性

・利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。
・身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

②非代替性

・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

・まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。

・拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③一時性

・身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

・本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

（３）やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

①組織による決定と個別支援計画への記載

・個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。

・この個別支援会議等には、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

・身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組みを円滑に行うためにも、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載することが必要です。

② 本人・家族への十分な説明

・手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

③必要な事項の記録

・身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録しなければなりません。

（４）座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

・身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為です。

・座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められます。

・ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当ではありません。
・座位保持装置等を漫然と長時間使用することを防ぐためには、個別支援計画に座位保持装置等を使用する場面や目的、時間とともに、リクライニングによる体位変換やベッドや他の用具等に移乗して休息する時間についても記載し、長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止することが必要です。

（５）問題行動に対する行動制限

・特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為や自分自身の顔面を強く叩き続ける等の行為があり、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。
・職員の行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることが日常化してしまうと、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥ることにもなりかねません。
・このような状況を繰り返していると、利用者のさらに強い「問題行動」につながり、それを職員はさらに強い行動制限で対処しなくてはならないという悪循環に陥る可能性があります。
・職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。
・行動障害のある利用者が示すいわゆる「問題行動」の原因は、利用者自身の障害によるものだけでなく、支援者も含めた環境側の問題にもあるという基本的な視点をもつ必要があります。
・「問題行動」は「障害特性と環境要因との相互作用の結果である」と言えるため、その背景を探るためには、日常の行動観察が重要になります。

６、八戸市障害者虐待防止センター

・八戸市 障がい福祉課【市庁別館２階】
TEL：0178-43-9343、FAX：0178-22-4810
受付時間：月～金（祝日、年末年始を除く）の８：15～17：00

・**障害者相談・活動支援センター　ぴあみなと**【八戸市大字廿三日町 18】
TEL・FAX：0178-44-4456
受付時間：月～土（祝日、年末年始を除く）　9：00～16：30
※日曜・祝日・夜間の連絡先：090-7331-3885

・**地域生活支援センター　青明舎**(せいめいしゃ)【八戸市大字田面木字赤坂 16-8（１階)】
TEL：080-1804-3500、FAX：0178-70-2088
受付時間：365 日、24 時間

・**地域活動支援センター　ハートステーション**【八戸市小中野三丁目 12-2-1】
TEL・FAX：0178-46-5431
受付時間：365 日、24 時間

７、参考資料

○法の概要
⇒『障害者虐待防止法が施行されました』【厚生労働省ホームページ】
【 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html】

○事業者向け虐待防止・対応マニュアル
⇒『通知・関連資料等』【厚生労働省ホームページ】
【 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html】

○障害者虐待の防止等について【青森県ホームページ】
【 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/shogaisha-gyakutai-boshi.html】

○八戸市障害者虐待防止センター
⇒『「障害者虐待防止法」が施行されました』【八戸市ホームページ】
【 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kenko_fukushi/fukushi_kaigo/shogaishafukushi/8298.html】